

第4節 男女共同参画社会の実現

1 現況と課題

- (1) 男女共同参画社会基本法の制定など男女平等実現に向けた様々な取組が進められてきましたが、現実には性別による固定的な役割分業意識や社会制度、慣習が根強く残っており、男女の自由な活動や生き方の選択を妨げる要因になっています。最近ではセクシャル・ハラスメント*や家庭内暴力*など人権を無視した新たな社会問題も発生しており、対策を急がなければなりません。
- (2) 政策決定過程への女性参画は進んでおらず、本町の審議会などにおける女性委員の割合は8.0%と国の指標である30%、県の指標である40%を大きく下回っており早急な対策が必要です。
- (3) 本町では、男女の人権が等しく尊重され職域、学校、地域、家庭などにおいて自らの個性や能力を活かして、共に責任を担う男女共同参画のまちづくりが求められています。

議員・委員の女性比率

平成21年3月31日

委員等名	男	女	合計	女性比率
町議会議員	11	1	12	8.0%
地方自治法180条の5に基づく委員会*	28	2	30	6.7%
（うち教育委員）	(4)	(1)	(5)	(20.0%)
（うち選挙管理委員）	(4)	(0)	(4)	(0.0%)
（うち人事又は公平委員）	—	—	—	—
（うち監査委員）	(2)	(1)	(2)	(0.0%)
（うち農業委員）	(15)	(0)	(16)	(6.0%)
（うち固定資産評価委員）	(3)	(0)	(3)	(0.0%)

出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

審議会委員の女性比率

平成21年3月31日

審議会等	男	女	合計	女性比率
地方自治法202条の3に基づく審議会*	242	21	263	8.0%

出典：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

2 基本方針

男女共同参画社会実現に向け、平等意識の啓発と慣習や慣行、性別にとらわれることなく職域、学校、地域、家庭などあらゆる場において男女が平等に参画出来る社会の実現に努めます。

3 施策の内容

(1) 基本計画の策定

- ①大刀洗町男女共同参画推進条例の理念に基づき職域、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野において町、町民、事業者などが協働し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開します。

(2) 男女共同参画に関する意識啓発活動

- ①男女が平等にお互いの喜びや責任を分かち合っていける家庭や社会の構築のため、シンポジウムや講演会などイベントやポスター、広報誌などを通した男女平等の意識啓発を図ります。

(3) 女性の社会参画のための条件整備

- ①就業に必要な技術、技能などを習得するための各種講座や講習会を開催し、女性の社会参画を支援します。
- ②男女が共に自立して仕事と子育て、介護などが両立できるよう学童保育、子育て支援体制の整備拡充に努めます。

(4) 男女が協働するまちづくり

- ①行政組織や各種審議会などへの女性の積極的な登用を進め、女性の意見が政策決定に反映されるよう努めます。
- ②地域が抱える課題の解決や地域づくりに、男女が共に個性と能力を発揮しながら取り組むことを支援し、次代の地域を担う男女共同参画リーダーの育成を図ります。

4 成果指標

内 容	現 状 (平成20年度)	中間年次 (平成23年度)	目 標 (平成30年度)
審議会への女性委員の比率 地方自治法202条の3に基づく審議会	8.0%	30.0%	40.0%
一時保育施設数	1	5	5

5 計画事業

- ①男女共同参画基本計画策定事業
- ②配偶者暴力防止基本計画
- ③子育て支援センター整備
- ④男女共同参画各種講座の開催

